



【学校教育課】

（平成20年12月9日～10日監査）

●共同調理場における賃金の支払額について

平成20年11月分の共同調理場臨時職員2名の勤務時間の合計を間違え賃金を支払っています。

▼回答（平成20年12月25日）

間違えて支払った賃金については、翌月の賃金にて是正を行うようにいたしました。今後このような間違いが発生しないように、勤務時間の確認方法を改めます。

【保険環境課】

（平成21年1月14日監査）

●桂川町リサイクル活動団体登録申請書の取扱いについて

桂川町リサイクル活動団体奨励金交付要綱には、「桂川町リサイクル活動団体登録申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるとき、リサイクル活動団体登録済証を交付する。」ことになっていますが、審査結果にかかわる事項も記録されておらず、また、登録済証も交付されていません。

▼回答（平成21年2月13日）

今後、申請書の活動内容等につ

いて、口頭と書面により審査を行い適当と認めるときに、登録済証を交付いたします。

【総務課】

（平成21年2月18日監査）

●住居手当について

住居手当に関する建物賃貸借契約書における契約条項の内容では、家賃の他に共益費及び駐車料は、それぞれ支払うように記載されているが、契約金額では、家賃は記載され、共益費及び駐車料の金額が零円と記載され、また何も記載されていないものが散見され不明瞭です。これらを確認せず住居手当を支払っています。

▼回答（平成21年5月13日）

住居手当における共益費及び駐車料については、建物賃貸借契約書により確認しておりますが、今回の「不明瞭」とされるご指摘については、再度、別紙「賃貸借契約内容確認書」を契約業者から徴収し、再確認を行ったところであります。

この結果、共益費及び駐車料を家賃に含めて契約書に記載されていた事案が3件確認されました。このことについては、当該家賃相当部分について年度当初にさかの

ぼって返還を求めるとともに、今後は、住居手当の申請があったときは、家賃に共益費や駐車料等が含まれていないかを、同様の「賃貸借契約書内容確認書」により確認し、手当額を決定するよう事務取り扱いを改善します。

【建設課】

（平成21年2月19日監査）

●随意契約における単独指名について

単費事業による随意契約における単独指名は、「単費事業による随意契約（見積）の取扱い基準」（内規）により単独指名の理由も明記することになっているが、平成20年度通常土木の随意契約の単独指名においては、その理由が不明確なものがあります。

▼回答（平成21年3月10日）

今後、随意契約を締結する時には、桂川町財務規則87条の内容を遵守し、2業者以上からの見積書の徴収を行います。契約の内容・性質上見積書を徴収することが適当でないと思われるもの（特殊工事や災害による緊急工事等）については、随意契約の理由を必ず明記し、起工伺いにより決裁を受け契約の締結を行います。